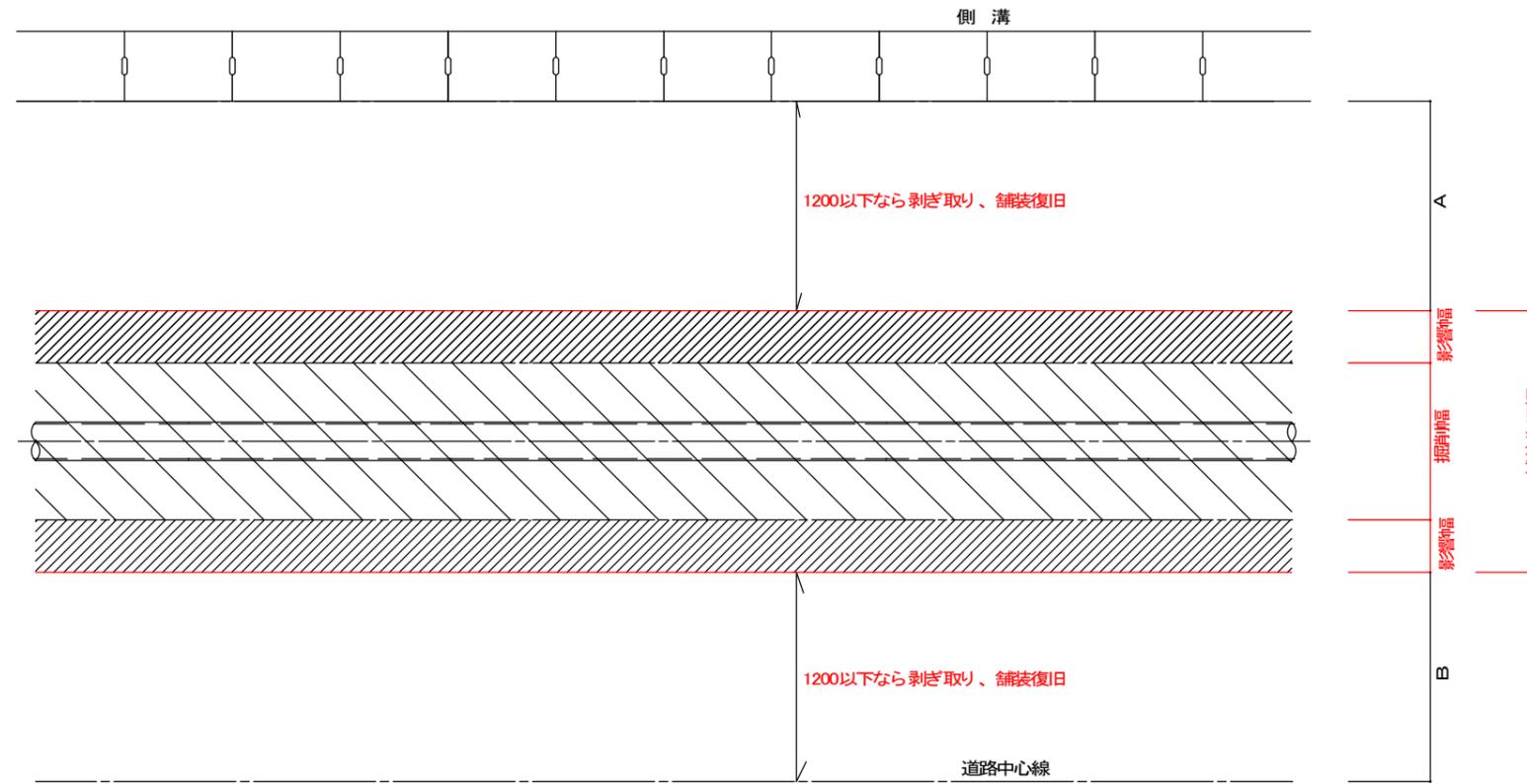
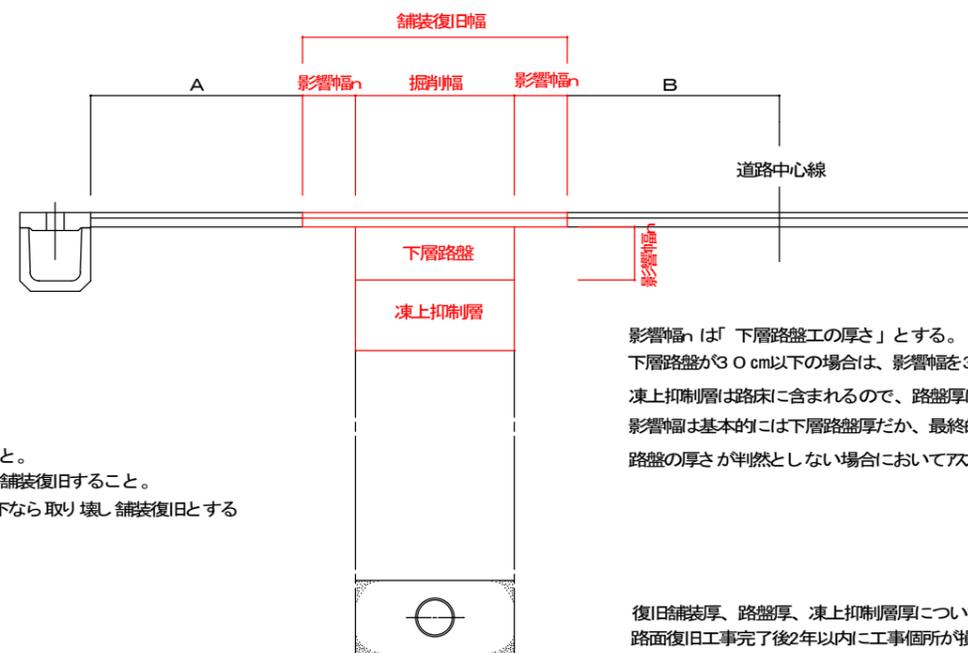


舗装復旧図

平面図



断面図



B ≤ 120cmの場合は道路中心まで舗装復旧すること。
 A ≤ 120cmの場合は舗装端（縁石、側溝等）まで舗装復旧すること。
 舗装切断後の既存舗装の幅及び距離が120cm以下なら取り壊し舗装復旧とする

影響幅_nは「下層路盤工の厚さ」とする。
 下層路盤が30cm以下の場合、影響幅を30cmとする。
 凍上抑制層は路床に含まれるので、路盤厚には含まれない。
 影響幅は基本的に下層路盤厚だが、最終的に道路管理者の指示に従う。
 路盤の厚さが半然としない場合においてアスファルト舗装にあっては、影響幅は30cmとする。

復旧舗装厚、路盤厚、凍上抑制層厚については、道路管理者の指示に従うこと。
 路面復旧工事完了後2年以内に工事箇所が損傷した場合は、申請者の負担において補修すること。